

～「研究活動に係る利益相反自己申告書（定時）」のご提出にあたって～

「研究活動に係る利益相反自己申告書（定時）」のご提出にあたって、よくある質問を下記に記載しております。ご参照のうえ、ご提出ください。なお、記載について疑問、ご不明な点がございましたら下記担当者までお問合せください。

<よくある質問>

Q 1 「利益相反（COI：Conflict of Interest）」とはなんですか？

Answer 1

外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断（公の利益）が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

Q 2 研究者にとっての「利益相反（COI：Conflict of Interest）」状態とは？

Answer 2

研究者と企業等との間に経済的利益関係がある状態において、社会や第三者から、研究開発活動の成果である公的な利益（公正かつ適正な判断）が損なわれているように「見られている」または「見られる可能性がある」状態をいう。

Q 3 「研究活動に係る自己申告書」には「定時」と「研究課題の審査」の2種類ありますが、違いはなんですか？

Answer 3

「定時」は年に1回前年度の利益相反に係る状態を報告していただくものに対して、「研究課題の審査」は厚生労働省が管轄する「厚生労働科学研究費補助金」や日本医療研究開発機構（AMED）が管轄する研究事業に応募する際に必要となってきます。

Q 4 なぜ申告が必要なのですか？

Answer 4

利益相反状態にあるために本学の研究者が外部の企業団体等にとって有利な行為を不当に行うことで本学の利益が損なわれる可能性があります。そのため、本法人として、研究者の利益相反状態を適切に把握・管理することによって、研究者の名誉を守り安心して研究活動に打ち込める環境を形成するために申告を行っていただきます。

Q 5 申告が必要となるのは誰ですか？

Answer 5

専任教員は必ずご提出してください。また、常勤・非常勤を問わず本学において研究活動を行っている者は必ずご提出ください。

Q 6 利益相反マネジメント委員会ではどのようなことを行うのですか？

Answer 6

利益相反マネジメント委員会では本学における活動について信頼性を確保するために、研究者からの申告に対して、「承認」・「ヒアリング」・「アドバイス」の3つの役割を担います。
「承認」・・・研究に対する公正・適正な判断が損なわれるおそれがない場合、承認する
「ヒアリング」・・・確認が必要な事項（問題点、研究体制の見直しの可否等）について研究者へ質問を行う。
「アドバイス」・・・必要に応じて改善するよう研究者へ助言や継続的なモニタリングを実施します。

Q 7 企業から奨学寄附研究費について、個人としてはありませんが講座として受け取っている場合、申告書に記載の必要はありますか？

Answer 7

講座として受け取っている場合にも申告していただく必要があります。

Q 8 自分だけではなく、家族等についても申告しなければならないのはなぜですか？

Answer 8

配偶者や生計を一にする扶養家族は、経済的にも密接な関係があると外部から見られる可能性があります。したがって、企業等から配偶者や生計を一にする扶養家族が経済的利益を享受したものとみなされるケースを想定して、自己申告書にて開示していただくことになります。

Q 9 企業から講演の報酬として講演料と交通費を受け取りました。交通費についても申告が必要ですか？

Answer 9

実費で受け取る場合には申告の必要はありませんが、報酬として源泉徴収の対象となる場合には交通費を含めた金額を申告してください。

Q 10 利益相反にかかる自己申告書の個人情報は機密として取り扱われるのでしょうか？

Answer 10

自己申告書にかかる個人情報については、厳重に保管し、機密情報として万全を期します。

【本件担当】

研究推進・社会連携部 研究支援課 利益相反マネジメント係
内 線 日進-1133、1134 藤井、元平
E-mail shien-c@d@dpc.agu.ac.jp